

イ 理化学・細菌学的検査等

① 理容所・美容所

暖房期及び冷房期における作業所内の空気検査（一酸化炭素、二酸化炭素）を実施し、換気方法について改善指導し、事故防止に努めている。

② テトラクロロエチレン使用クリーニング所

ドライ溶剤の安全な取り扱いのため、テトラクロロエチレン等の空気検査を実施するとともに廃液処理、排ガス回収、廃棄物等について監視指導を実施している。

③ おしぼりを貸出するクリーニング所

製品の衛生確保のために抜き取り検査を実施し、基準を超えた貸おしぼり施設については、洗濯、すすぎ、消毒等処理工程の改善指導を実施している。

④ 普通浴場（銭湯）、サウナ等

営業時間中の浴槽水を検査し、衛生的で快適に入浴できるよう塩素消毒及びろ過器等の維持管理について監視指導を実施している。

⑤ 旅館業

受水槽の残留塩素測定や循環式浴槽の水質検査等、衛生管理状況の監視指導を実施している。

⑥ 興行場

場内の空気検査を実施し、換気方法等について改善指導を実施している。

⑦ プール

屋外プールは夏季に、屋内プールは使用期間に合わせて水質検査を実施し、衛生が保持されるよう管理の指導と徹底を図っている。

⑧ 社会福祉施設（参考）

浴槽水及び循環給湯水について衛生管理状況を確認するとともに水質検査（レジオネラ属菌）を実施し、感染症事故防止対策の周知、徹底を図った。

区 分	施設数	延実施施設数 (検体数)	基準を超えた施設数 (検体数)	検査項目
総 数	1,113	483 (724)	47 (73)	
理 容 所	223	42 (42)	- (-)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
美 容 所	303	- (-)	- (-)	
クリーニング所	12	5 (5)	- (-)	テトラクロロエチレン濃度
貸おしぼり施設	3	6 (24)	3 (14)	変色・異臭、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌
普通浴場	39	37 (98)	14 (17)	濁度、大腸菌群、過剰な有機物消費量、レジオネラ属菌
サウナ等	54	32 (90)	6 (7)	
旅館業	409	253 (253)	15 (15)	循環式浴槽：レジオネラ属菌 飲料水：残留塩素濃度
興行場	30	51 (88)	6 (15)	二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、落下細菌
プー ル	40	49 (109)	3 (5)	残留塩素濃度、過剰な有機物消費量、pH、濁度、大腸菌、一般細菌 温水利用施設：レジオネラ属菌
社会福祉施設		8 (15)		参考 浴槽水、循環給湯水：レジオネラ属菌

ウ その他の浴場（個室付浴場）

照明・換気等構造設備、衛生管理及び風紀などの指導

施設数	延監視件数	違反施設数	処分件数	警告書交付件数
163	335	10	1	5

エ 苦情処理等

種別	件数	内容
総数	26	
理容所	2	器具類の消毒、施設の衛生
美容所	2	無資格者の美容行為、健康被害
クリーニング所	-	
公衆浴場	6	浴室及び浴槽水の衛生管理、感染症、構造設備 等
旅館業	15	客室・浴室・寝具の衛生管理、臭気、騒音、喫煙 等
興行場	1	接遇
プール	-	

オ 人骨確認

道路工事、建築工事またはその他の掘削等による人骨の発見体数

人骨確認件数	確認体数
2	4

カ 行政処分

環境衛生関係の行政処分については、違反者より始末書、答申書、誓約書を提出させ厳重に注意指導を行い、さらに重大な環境衛生関係法令に違反した者に対しては、行政処分（営業停止）の措置をとっている。

行政処分件数
1

キ 講習会

内容	対象施設	回数	参加人数
衛生管理講習会	理容所、公衆浴場、旅館業	8	536
レジオネラ症感染事故防止衛生管理講習会	旅館業、公衆浴場、福祉施設、病院 等	1	183
計		9	719

(4) 生活環境衛生業務

ア 特定建築物

① 受付業務

建築延面積	新規	変更	廃止	建築確認申請時の事前審査	相談件数
3,000～10,000 m <sup>2</sup>	2	56	1	10	70
10,000 m <sup>2</sup> 超	1	16	0	2	

② 立入検査（建築延面積 3,000～10,000 m<sup>2</sup>）

備え付け帳簿書類の確認、施設の点検、空気環境等の測定及び指導

区分	施設数	立入検査	区分	施設数	立入検査
興行場	3	-	遊技場	1	-
百貨店	-	-	店舗	10	2
集会場	3	-	事務所	120	35
図書館	2	-	学校	1	1
博物館	2	-	旅館	15	3
美術館	3	-	総数	160	41

③ 講習会

文京区、北区及び荒川区と合同で建築物衛生講習会を開催している。

開催場所	文京シビックホール 小ホール（文京区）
参加施設数	71 施設

イ 水道施設

① 受水槽の容量別施設数

容量 (m <sup>3</sup> )	≤10	10< ≤20	20< ≤40	40< ≤60	60< ≤80	80< ≤100	100<	計
件数	9,704	372	172	33	12	4	12(1)	10,309

( )内は、専用水道件数の再掲

② 簡易専用水道用途別施設数

区分	共同住宅	事務所	店舗	学校	工場	病院	旅館ホテル	興行場	その他	計
一般	222	74	33	23	2	5	33	2	39	433
区ビル管	-	97	9	1	-	-	15	-	6	128
都ビル管	-	19	7	9	-	-	1	1	6	43
総数	222	190	49	33	2	5	49	3	51	604

③ 簡易専用水道講習会

開催場所	ミレニアムホール
参加施設数	99 施設

ウ 快適室内の環境づくり

建築確認申請時に事前協議を受けるとともに、室内空気環境、ダニ、カビの調査、ホルムアルデヒドの測定などによる住まいの室内環境診断を実施。

区 分	件 数
事前協議	37
室内環境診断	9
住まいの室内環境相談	145

エ ネズミ、衛生害虫防除

環境汚染や人体への影響を考慮し、殺そ剤、殺虫剤の使用は必要最小限にし、環境対策を重点においた指導・対策を実施。

① ネズミ、衛生害虫防除

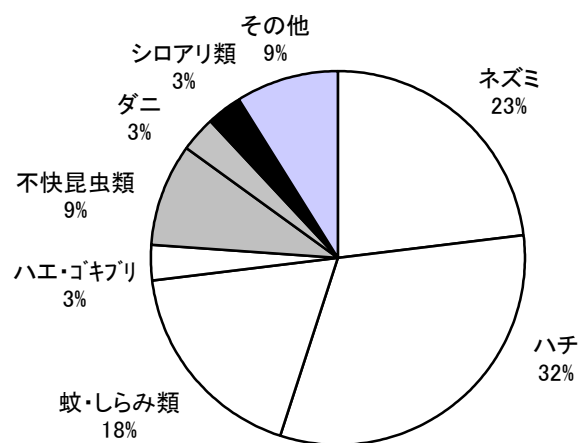
区 分	使用薬剤	数 量	備 考
蚊・ハエ防除	スミチオン乳剤	38 罎	保健所薬剤散布量
ネズミ防除	殺そ剤(※)	42 袋	メリーネコ等
	補そ器等	369 個	粘着シート等

※ 殺そ剤については、保健所窓口において、ネズミの駆除方法や殺そ剤の使用方法について指導のうえ、11月から翌年2月までの期間限定で配布。

② ネズミ、衛生害虫相談

区 分	相談件数
ネズミ	80
ハチ	110
蚊・しらみ類	61
ハエ・ゴキブリ	12
不快昆虫類	30
ダニ	10
シロアリ類	12
その他	29
総 数	344

ネズミ、衛生害虫相談件数



オ 生活環境の相談・苦情等

区 分	件 数	内 容
飲料水	59	水質異常、維持管理等
その他	13	排水、室内の臭気

## (5) 獣医衛生業務

### ア 狂犬病予防

狂犬病の発生を未然に防ぐため、狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射業務を実施している。毎年4月に注射の通知を飼い主へ直接郵送するとともに、区報・CATV・HP等で周知を図っている。実施にあたっては、4月を「狂犬病予防強化月間」として区内18ヶ所に会場を設け、集合注射を行っている。さらに、未接種犬については、7月に再度督促通知を郵送して、その完全実施に努めている。

また、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票については、装着率の向上を図る観点から、平成19年3月に狂犬病予防法施行規則が一部改正され、同4月より区が独自の形状、大きさ等を定めることが可能となった。

そこで東京都台東区狂犬病予防法施行細則を改正し、平成20年度から、犬の鑑札と注射済票の装着率を上げるため、小型・軽量化を図り、鑑札は犬型、注射済票はハート型と、従来のものより親しみやすいデザインに一新した。

#### 犬の登録数及び狂犬病予防注射実施数

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
登 録 頭 数	4,630	4,915	5,152	5,546	5,961
新 規 登 録 数	667	569	616	697	694
注 射 実 施 頭 数	3,655	3,762	4,041	4,229	4,550
こ う 傷 事 故 件 数	6	6	8	3	13
注 射 接 種 率	80.3%	78.1%	80.2%	77.9%	78.0%

※ 注射接種率：注射済犬／（登録犬－注射猶予犬）（％）

### イ 動物由来感染症対策（Zoonosis 対策）

昨今のペットブームにより、狂犬病はもとより、オウム病や鳥インフルエンザなど、動物由来感染症の正しい知識の普及啓発と対応策が急務となっている。

そこで、「愛犬手帳」「愛猫手帳」に引き続き「愛鳥手帳」を作成し、主に家庭で飼育されているペットからうつる感染症とその予防法を注意喚起するとともに、区内で開催される動物関連イベント等で配布し、衛生対策と普及啓発に努めている。

### ウ 動物の愛護及び管理

家庭動物等の愛護を推進し、動物を通じて心豊かな社会を築くとともに、動物による周辺への迷惑を防止するため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を啓発している。

特に近年、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）による地域環境への被害と、猫のあり方を巡る住民同士のトラブルが増している。

そこで、猫の不必要な繁殖を抑え、その地域環境に適した数に減少させるとともに、地域における猫の愛護・管理意識の普及を目的として、平成20年9月から「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業」を開始した。

また、地域猫の考え方について紹介した「地域猫ボランティア手帳」を作成し、

11月の健康まつりで、区内で飼い主のいない猫対策に取り組んでいる住民を対象に講演会を開催し、参加者34名に配布した。

また同時に、東京都動物愛護推進員と協働して、地域猫活動を紹介したパネル展示を行い、健康まつり来場者1,531人に広くアピールした。

また、9月の動物愛護週間には、上野恩賜公園において環境省、東京都、動物愛護団体及び台東区が主催で、動物愛護週間中央行事「動物愛護ふれあいフェスティバル」を開催し、延べ9,300人の来場者を得た。

① 犬の苦情・相談件数

総数	放し飼い	汚物	悪臭	鳴き声	その他
89	8	29	0	5	47

② 猫の苦情・相談件数

総数	汚物	悪臭	鳴き声	その他
201	39	2	1	159

③ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成頭数

総数	オス	メス
221	93	128

エ 動物マナー教室

犬の飼い主の適正飼養を推進し、マナーの向上を図るため、飼い主と犬が一緒に参加して学ぶ、実践的な犬のしつけ教室を開催している。

また、初めての試みとして、子犬の（又はこれから犬を飼う予定の）飼い主を対象とした一日講習会「子犬のしつけ方教室」を開催したところ、計27名の参加があり、新規登録の推進にもつながった。

開催回数	参加頭数	参加者数
16回（月4日×4ヶ月）	82頭	156人

オ 化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例に基づき、都条例で規定する一定数以上の動物を飼養または収容する場合には、区長の許可を受けなければならない。保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可及び監視指導を行っている。

また、動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、食用に供しない魚介類・鳥獣の肉、皮、内臓等の動物質原料を化製場等へ運搬する動物質原料運搬業に対し、許可時の立ち入り検査を行うとともに、運搬容器（運搬車を含む）についても構造・材質等を点検し、取扱い保管状況等の監視指導を行っている。

化製場等施設数

区分	施設数	監視数
総数	10	4
畜舎	8	2
動物質原料運搬業	2	2